

公 告

金沢市が所有する土地を一般競争入札により売払いするので、次のとおり公告します。

令和7年12月9日

金沢市長 村山 卓
(公印省略)

1 売払物件

物件番号	所在地	地目	面積	用途地域	最低売却価格
1号物件	金沢市瓢箪町619番2	宅地	76.65m ²	商業地域	713万円

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 一般競争入札参加者の資格

- 次の項目に該当する者は、一般競争入札に参加することはできないものとします。
- ア 特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 市有地売払いに係る一般競争入札又はその契約において、次の(ア)から(カ)までの一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。
- (ア) 契約の履行に当たり、不正な行為をした者
- (イ) 競争入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約をすること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 契約の適正な履行を確保するため必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までの一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者
- (ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

- (イ) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
エ 公有財産に関する事務に従事する本市職員
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者は、本市が交付する入札参加申込書を市長に提出し、入札参加資格者の資格の審査を受けなければなりません。

3 入札参加申込書の交付の期間及び受付の期間等は、次のとおりとします。

- (1) 交付及び受付の期間
令和7年12月9日（火）から12月24日（水）までとします。
(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日は除きます。)
- (2) 交付及び受付の時間
午前9時から午後5時45分までとします。
- (3) 交付及び受付の場所
金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市第一本庁舎 3階 総務局総務課
(電話 076-220-2092)
- (4) 市長は、受付の期間中に提出された入札参加申込書を審査し、入札参加資格者に該当するか否かを決定し、その旨を令和8年1月21日（水）までに当該入札参加申込書を提出した者に通知します。

4 契約条項を示す場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市第一本庁舎 3階 総務局総務課

5 入札及び開札の執行の場所及び日時

- (1) 場所 金沢市柿木畠1番1号 金沢市第二本庁舎 2階 2202会議室
- (2) 日時 令和8年1月27日（火）午前10時30分
- (3) 開札 入札の締切後、直ちに開札します。

6 入札保証金

- (1) 納付
入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（1円未満切上げ）に相当する金額を現金又は銀行振出小切手等で納入しなければなりません。（銀行振出小切手等は300万円以内にものに限ります。）
ただし、入札保証金が最低売却価格の100分の5（1円未満切上げ）に満たない場合は、入札に参加できません。

(2) 還付

入札保証金は、入札終了後、直ちに還付します。ただし、落札者に対しては、契約保証金を納付する際に還付します。

入札保証金を返還する場合には利子を付しません。

7 入札に関する無効事項

(1) 入札行為に係るもの

- ア 入札参加資格者の資格を有しない者の入札
- イ 入札執行開始の時間までに所定の入札保証金を納付しない者の入札
- ウ 入札執行開始の時間までに入札執行の場所に到着しない者の入札
- エ 郵便又は電信による入札
- オ 他の入札者の代理人を兼ねた者の入札
- カ 委任状を持参しない代理人の入札
- キ 二人以上の入札者の代理をした者の入札
- ク 連合した入札者の入札
- ケ 最低売却価格に達しない入札
- コ その他入札に関する事項に違反した入札

(2) 入札書に係るもの

- ア 所定の入札書を用いていない入札書
- イ 入札金額、入札物件の表示、記名又は押印のない入札書
- ウ 入札金額を訂正した入札書
- エ 提出した入札書に必要な記載事項が誤脱し、又は不明確な入札書

8 売買契約の締結、契約不履行及び売買代金の納付方法

(1) 売買契約の締結

落札者は、落札決定の日から起算して20日以内に売買契約を締結するものとします。

(2) 契約不履行

落札者が落札決定の日から起算して20日以内に売買契約を締結しない場合には、第6項に規定する入札保証金は本市に帰属します。

(3) 売買代金の納付方法

売買契約締結の日の翌日から起算して30日以内に、売買代金の総額を納付しなければなりません。

9 売払物件における使用上の禁止事項等

(1) 売買契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

(2) 落札者は、売買契約締結の日から5年以内に売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残りの期間について、（1）に定める用途の禁止を書面によって承継

させるものとし、当該第三者に対して（1）の定めに反する用に供させないようにしなければなりません。

- （3）落札者は、売買物件を、法第2条第2号から第4号まで及び第6号に規定する者の事務所又は無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の観察処分を受けた団体の事務所等の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。
- （4）落札者は、売払物件の使用に当たっては、金沢市のまちづくりに関する条例及びこれに基づく協定を遵守しなければなりません。
- （5）（1）の特約の履行状況を確認するため、本市に対し、隨時、登記事項証明書等の提出及び実施調査等に協力しなければなりません。
- （6）（1）に違反した場合は売買代金の3割、（5）に違反した場合は売買代金の1割を違約金として本市に支払わなければなりません。
- （7）第2項（1）ウに該当し、契約が解除された場合は、売買代金の1割を違約金として本市に支払わなければなりません。

10 契約書の作成の要否

契約書の作成を要します。

11 規定の適用

前各項に定めるもののほか、金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）及び金沢市契約規則（平成15年規則第1号）の定めるところによります。

12 契約内容の公開

契約締結後、問合せがあった場合、契約者の氏名又は法人名及び契約金額を公開します。

13 一般競争入札に付しても落札者がいない場合又は落札者が契約をしない場合の取扱い
購入希望者が現れた場合は、先着順で随意契約により売払いを行います。